



第3分科会

ジェンダー平等は世界の流れ

男女平等は身近なところから

助言者 柴田 真佐子 (前全労連副議長)

司会 関口 美奈子 (新日本婦人の会新座支部)

記録 細野 千鶴子 (新日本婦人の会新座支部)



助言者より基調提案

ジェンダーとは社会的・文化的に形成された性別の事で、国際的に共通した言葉である。

○1979年、女性差別撤廃条約（女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）国連で採択され法的に拘束力を持つ国際規定。締約国は現在186か国で日本は6年後の1985年に批准した。

○1999年には「男女共同参画社会基本法」も制定され、翌年には「基本計画」も作成された。各自治体においても条例の制定や基本計画が作成された。

新座市も県内で先駆的な役割を果たし、内容充実に努力した。

○2005年には小泉内閣のもと「第二次基本計画」が閣議決定されたが、ジェンダーバッシングが始まり、2010年「第三次基本計画」が安倍内閣のもとで閣議決定された。しかしその後はジェンダーバックラッシュが拡大し、日本では「男女共同参画」は後退していった。

日本の女性の実態

○ジェンダーギャップ指数が日本は135か国中98位

ジェンダーギャップ指数とは経済、教育、保健、政治の各分野のデータから構成され男女格差を測る指数です。日本は政治、経済分野での格差が大きい。

○雇用・・・アメリカ、ドイツ、スウェーデンでは退職年齢まで働き続けることがほとんどだが、日本では依然として、結婚、出産、子育て期に就業を中断している。又、55%が非正規雇用である。

賃金も男性の70%で未だに格差が大きい。

○固定的性別役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべき）

昭和54年の調査では賛成の意識が7割を超えていたが、平成21年度は男性でも反対が賛成より多くなり女性も反対がさらに増えている。

○育児休業取得率は女性が88%、男性は3%で少しずつ男性の取得も増えてきている。家事育児への男性の参加も世界的にみても最低の水準です。妻が働いているかいないにかかわらず、変わらない。夫の労働時間の長さも関係している。北欧は夫の家事、育児へ費やす比率が高い。

○身近なところで

子育て・・・「男なんだからしっかりしなくては」「女の子のくせに」などのことばはかなり少なくなっている。

学校・・・父兄会→保護者会　ランドセルの色も男女区別なく多様になった。

民法の差別的規定の廃止について国際的にも早急な改善が求められている

女性差別撤廃委員会よりの勧告 (女性差別撤廃条約に基づく国際機関)

- ① 夫婦同姓の強制を止め、選択的夫婦別姓制度の実施を。
- ② 婚姻の最低年齢現在 (女性 16 歳・男性 18 歳) の差異や女性のみ再婚禁止期間の男女差別の解消を。
- ③ 婚姻外子とその母親を差別する規定を廃止すること。

参加者の自己紹介と討論

A 戦前小学生、戦後中学生時代を過ごした。外国では夫婦でよく話し合っ
て子育ても協力していると思ってきた。我が家では「良いところは夫が取って」
「悪いのは全て妻」と言われてきたが今「老老介護」になってやっと何でも話
し合っている。

B 出産で一時退職したが子どもが2歳で再就職し、定年まで勤めた。ジェ
ンダーギャップ指数の日本の98位が信じられない。

C ジェンダーというと分かりづらい。女性差別撤廃という言葉の方がイン
パクトが強い。

D 同じ意見です。職場での賃金や役割での男女差別を感じてきた。

E 母の看病で退職。教員の世界ではあまり差別は感じたことは無い。娘の職場ではお茶くみや、書類整理など男性の補助的な仕事をしている実態がある。

F ジェンダーの言葉の意味は「社会的、文化的に形成された性」と言った方が良いと思う。学校教育の中で男女平等は進めているのか。又、第3号被保険者についても論議したい。

G 我が家は現在、女性だけで生活しているので、職場の女性の悩み事の「男性のトイレの使い方と掃除の大変さ」を聞き、改めて男女差を考えた。

H お互いが年金生活になり、夫が家事に協力的で男女差別は家庭の中では気にならなくなった。現役の時、職場では専門職の女性が3年で男性に追い抜かれていくのには差別を感じた。もう少し声を上げていくべきだと思う。年金の男女差別を感じている。

I 男性として「建前君主」だが、殴る蹴るは無い。社会の一員としての視点で女性を人間として捉えて行く事が大事。

J 家庭の中で、妻が大変になったら、自然に家事を手伝い、子どもも成長して家事に参加していく等、人としての思いやりが基本だと思っている。最近若い女性の中に専業主婦願望が多くなってきているのが気になっている。世界的に見て他にあまり見られない傾向だということだが。

K 民間会社では賃金や役割分担など差別を感じた。家庭の中では夫はまだ「や

ってあげている」という意識がある。

G 一緒に働いていても、正規、非正規、工場勤務、事務職等と処遇もバラバラ。分断されている。させている。

F 「ジェンダーとは」について意見を統一すべき。自分が運動していた頃は「社会的・文化的に作られた性差」とか「性」と言っていた。「性別」では意味が違うのではないか。

※分科会に飛び入り参加していた午後の講演者の後藤宣代さんの「人間解放6千年、女性が太陽」と言われた歴史から現在までまだまだ途中、とりあえず今の国際的な統一した言葉を使ってこれからも発展させていきましょう」の助言で全員納得した。

助言者より今後の課題

- ① 最低賃金の底上げ
- ② 男女同一労働同一賃金
- ③ 正規、非正規など雇用形態は違ってても同一賃金

現在はそれぞれが分断されてひとつになりにくい。私たちが99%の存在としてつなぐ役割が必要。

○学校教育では男女混合名簿になってから、テストの平均点を比較することは無くなった。ひとり一人が自分らしくと主権やジェンダー平等を教えたいが、現在は難しくなっている。「性教育」についても同じ。お互いの人間性を大事にするために学ばせることが目的なのに、生物学的なことは教えても、肝心な点は教えない。きちんとした科学的理解が無い中情報が氾濫している状況は改善する必要がある。

市への要望事項

- 1、 DV被害者の対象者を配偶者間だけでなく、恋人へも拡大するよう国へ意見書を提出してください。
- 2、 DV被害者のシェルターを設置してください。
- 3、 女性センターの位置付をもっと市民にアピールし、内容を充実してください。
- 4、 民間、公立共に職員の正規雇用を増やしてください。
- 5、 「戦時性的強制被害者問題解決促進法」を速やかに採択するよう国に意見書を提出してください。
- 6、 公民館の使用料は原則無料に戻し地域の誰もが安心して学び、集える場にしてください。

- 7、 社会教育としての男女平等に関する講座の充実を図り、男性も含め働く人たちが参加しやすいように夜間や休日にも行うなど工夫をしてください。
- 8、 町会等地域の防災計画に女性をもっと参画させ、女性の視点をいれてください。

申し合わせ事項

- 1、 人間らしく豊かに生きるために性の差別を無くし平等を実現しましょう。
- 2、 行政は市民の要望、要求によって方向性が作られていきます。すべての人がお互いに生かされ、共生、共存していかれる社会を築く為、行政に働きかけ声を上げ続けましょう。
- 3、 男性も女性もともに自立し支えあいながら、地域に参画しましょう。
- 4、 公民館等の講座に積極的に参加し、「ジェンダー平等」や「民法」について学びましょう。

※参加者の活発な意見交流が図られましたが、時間の関係で討論できなかった項目がありました。是非地域に持ち帰って意見交流してください。